

宮崎学園短期大学専攻科（福祉専攻）履修規程

（目的）

第1条 学則第50条第5項に基づき、この規程を定める。

（修了要件）

第2条 福祉専攻を修了し、介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには、次の科目を履修し、58単位以上を修得しなければならない。

授 業 科 目	授業の種類	開設 単位	時間	開設の時期		修了要件 必修
				前期	後期	
社 会 制 度 論	講義	2	30	○		2
介 護 福 祉 概 論 I	講義	6	90	○	○	6
介 護 福 祉 概 論 II	講義	4	60	○	○	4
介 護 福 祉 概 論 III	講義	2	30		○	2
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 I	講義	2	30	○		2
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 II	演習	1	30		○	1
生 活 支 援 総 論	講義	2	30	○		2
生 活 支 援 技 術	演習	1	30		○	1
日 常 生 活 支 援 技 術 I	演習	2	60	○		2
日 常 生 活 支 援 技 術 II	演習	3	90	○	○	3
日 常 生 活 支 援 技 術 III	演習	3	90		○	3
介 護 過 程 総 論	講義	4	60	○	○	4
介 護 過 程 演 習	演習	3	90	○	○	3
介 護 総 合 演 習	演習	2	60	○	○	2
介 護 実 習	実習	5	252	○	○	5
発 達 老 化 総 論	講義	2	30	○		2
認 知 症 総 論 I	講義	2	30	○		2
認 知 症 総 論 II	講義	2	30		○	2
障 害 総 論	講義	2	30		○	2
心 身 医 学 概 論 I	講義	2	30	○		2
心 身 医 学 概 論 II	講義	2	30		○	2
医 療 学 的 ケ ア	講義・演習	4	67	○	○	4
必 要 最 低 単 位 ・ 時 間						58単位

（履修規程との関係）

第3条 休講・補講、出席・遅刻・欠席、公認欠席、受験資格、仮学生証、追試験、不正行為、成績評価については、履修規程第3条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条に従う。

（授業時間）

第4条 授業時間は次の通りである。

- 1時限目 9：05～10：35
- 2時限目 10：45～12：15
- 3時間目 13：00～14：30
- 4時間目 14：40～16：10

2 介護実習については、規程時間数を確保の上、実習施設等の実情に即し設定できる。

(履修登録)

第5条 科目を履修しようとする者は、学期ごとに各自が履修登録を行う。

- 2 履修登録は教務から指示された方法によって、定められた期間内に行わなければならない。
- 3 定められた期間を過ぎて、履修登録漏れ等の不備があった場合、当該科目の履修を認めない。
- 4 履修登録した科目を変更、あるいは追加、取り消しをする場合は、定められた期間内に所定の手続を行わなければならない。
- 5 定められた期間を過ぎた後には、履修登録科目の変更、追加、取り消しは認めない。
- 6 定められた期間内に履修登録をしていない者は、やむを得ない理由がある場合を除き修学の意志がないものとみなして、退学を勧告する。

(単位修得)

第6条 単位を修得するためには、その科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

- 2 介護実習については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める時間数の5分の4に満たないときは当該科目の履修を認定しない。
- 3 成績が不合格の場合は、その科目の単位を修得するためには再履修しなければならない。ただし、再試験の受験が許可されて単位を修得する場合は、この限りではない。
- 4 再試験によって合格した者の点数は60点とする。

(試験)

第7条 試験は学期末ごとに行うほか、随時行うことができる。

- 2 試験は研究報告・調査報告などをもって代えることができる。
- 3 実習については、前項の規定にかかわらず、独自の方法をもって行うことができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成13年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。